

目 次

第1編 総論

第1章 総則

第1節 目的	1
1 目的	
2 対象	
第2節 事態対処法制	1
1 事態対処法	
2 関連法制	
第3節 国民保護措置等	4
第4節 国民保護計画	6
1 国民保護計画の策定の流れ	
2 大阪府国民保護計画	
(1) 計画の位置づけ	
(2) 府国民保護計画に定める事項	
(3) 計画の作成・見直しと変更手続	
(4) 計画の作成又は変更に係る関係機関との調整等	
3 市町村国民保護計画	
(1) 市町村国民保護計画に定める事項	
(2) 計画の作成・見直しと変更手続	
(3) 計画の作成又は変更に係る関係機関への協力要請	
4 指定地方公共機関国民保護業務計画	
(1) 指定地方公共機関国民保護業務計画に定める事項	
(2) 業務計画の作成・見直しと変更手続	
(3) 業務計画の作成又は変更に係る関係機関への協力要請	

第2章 基本方針 13

1 基本的人権の尊重	
2 国民の権利利益の迅速な救済	
3 国民に対する情報提供	
4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保	
5 国民の協力	
6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	
7 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	
8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保	

9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

第3章 関係機関の責務と役割

第1節 関係機関の責務等	15
1 国	
2 府	
3 市町村	
4 消防本部等	
5 消防団	
6 府警察	
7 第五管区海上保安本部等	
8 自衛隊	
9 指定（地方）公共機関	
10 住民の協力	
第2節 関係機関の事務又は業務の大綱	17
1 地方公共団体	
2 指定地方行政機関	
3 指定（地方）公共機関	

第4章 府の地理的、社会的特徴

第1節 地形	21
1 山地	
2 河川	
3 池・沼	
4 平野	
5 海岸	
第2節 気候	23
第3節 人口分布	26
1 常住人口	
2 昼間人口	
3 在留外国人数	
第4節 道路の位置等	30
1 主な自動車専用道路	
2 主な一般道路	
3 自動車保有台数	
第5節 鉄道、空港、港湾の位置等	32
1 鉄道	
2 空港	

3	港湾	
第6節	主な施設等	34
1	地下街・高層建築物	
2	石油コンビナート等	
3	自衛隊施設	
第5章	府国民保護計画が対象とする事態	
第1節	武力攻撃事態	36
1	事態想定	
2	各事態類型の特徴と留意点	
(1)	着上陸侵攻	
(2)	ゲリラや特殊部隊による攻撃	
(3)	弾道ミサイル攻撃	
(4)	航空攻撃	
第2節	緊急処理事態	39
1	事態想定	
2	各事態例と主な被害	
(1)	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	
(2)	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	
(3)	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	
(4)	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	
第3節	NBC兵器による攻撃	41
1	核兵器等を用いた攻撃	
(1)	想定される被害	
(2)	避難、救援、災害対処に係る留意点	
2	生物兵器を用いた攻撃	
(1)	想定される被害	
(2)	避難、救援、災害対処に係る留意点	
3	化学兵器を用いた攻撃	
(1)	想定される被害	
(2)	避難、救援、災害対処に係る留意点	
第6章	緊急処理事態への対処	
第1節	基本的事項	45
第2節	緊急処理事態対策本部	45
第3節	緊急対処保護措置の実施	45
1	緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項	
2	緊急処理事態における警報	

第7章 用語の意義	47
-----------	----

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1節 実施体制の確立	50
-------------	----

1 府の実施体制

- (1) 事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合
- (2) 原因不明の事案が発生した場合

2 市町村の実施体制

3 指定（地方）公共機関の実施体制

第2節 府国民保護対策本部の設置等	54
-------------------	----

1 府国民保護対策本部の設置

- (1) 対策本部の組織等
- (2) 対策本部長の権限
- (3) 対策本部の開設手順等

2 現地対策本部の設置

- (1) 現地対策本部の組織
- (2) 現地対策本部の所掌事務
- (3) 現地対策本部会議の開催
- (4) 現地調整所の設置

3 府防災・危機管理指令部会議の開催

- (1) 指令部の組織
- (2) 指令部の所掌事務

4 府災害対策本部の設置・府緊急テロ対策本部の招集

第3節 関係機関相互の連携協力の確保	60
--------------------	----

1 府と他機関の連携

- (1) 国との連携
- (2) 他の都道府県との連携
- (3) 市町村との連携
- (4) 指定（地方）公共機関との連携
- (5) 住民等の自発的な協力との連携

2 市町村と他機関の連携

- (1) 府への措置要請等
- (2) 他の市町村に対する応援の要求
- (3) 府に対する応援の要求
- (4) 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等

3 指定（地方）公共機関と他機関の連携

第2章 住民の避難	
第1節 警報・緊急通報	66
1 警報の発令	
(1) 警報の流れ	
(2) 知事等による警報の通知・伝達	
(3) 市町村長による警報の伝達・通知	
(4) 避難行動要支援者への伝達	
(5) 警報の放送	
(6) 警報の解除	
2 緊急通報の発令	
(1) 武力攻撃災害の兆候が発見された場合の措置	
(2) 緊急通報の流れ	
(3) 知事による緊急通報の通知・報告	
(4) 市町村長による緊急通報の伝達・通知	
(5) 避難行動要支援者への伝達	
(6) 緊急通報の放送	
(7) 緊急通報の解除	
第2節 避難の指示・退避の指示	72
1 避難の指示	
(1) 避難の指示の流れ	
(2) 避難の指示	
(3) 留意事項	
2 退避の指示	
(1) 退避の指示の流れ	
(2) 退避の指示に伴う措置	
(3) 留意事項	
第3節 避難誘導	80
1 避難誘導の流れ	
2 市町村長による避難誘導	
(1) 避難実施要領の作成	
(2) 避難実施要領の伝達・通知	
(3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整	
(4) 市町村職員、消防長・消防団長等による誘導	
(5) 避難行動要支援者の避難誘導	
(6) 曜日、時間帯を念頭においた避難誘導	
(7) 安全の確保	
(8) 避難住民の復帰のための措置	
3 知事による避難誘導支援	

- (1) 市町村長の避難実施要領の作成支援
 - (2) 市町村長による避難住民の誘導への支援・補助
 - (3) 市町村長からの要請の調整
 - (4) 国及び他の地方公共団体への支援要請
 - (5) 避難住民の運送の求めに係る調整
- 4 避難所等における安全確保

第3章 避難住民等の救援

第1節 救援の流れ 84

1 救援の実施

- (1) 知事による救援
- (2) 関係機関との連携

2 救援の内容

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与
- (3) 医療救護の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索・救出
- (5) 遺体の処理、埋葬又は火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 生活支障物の除去

第2節 安否情報の収集・提供 99

1 安否情報の収集

- (1) 市町村長による収集
- (2) 知事による収集
- (3) 収集する対象と項目
- (4) 関係機関による協力

2 安否情報の提供

- (1) 市町村長等による提供
- (2) 照会の要件と回答の内容

3 日本赤十字社による安否情報の収集・提供

4 個人情報保護等への配慮

5 安否情報システムの利用

第4章 武力攻撃災害への対処

第1節 関係機関の役割 103

1 国の役割

2 府の役割

3 市町村・消防の役割	
第2節 応急措置等の実施	104
1 緊急通報の発令	
2 退避の指示	
3 警戒区域の設定	
(1) 設定者	
(2) 設定方法	
(3) 設定に伴う措置	
4 消火・救助・救急活動	
(1) 市町村・消防	
(2) 府	
(3) 府警察	
(4) 第五管区海上保安本部等	
(5) 関係機関による連絡会議の開催	
(6) 住民への協力要請	
第3節 生活関連等施設の安全確保	108
1 生活関連等施設の安全確保	
(1) 実施主体	
(2) 対象施設	
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止	
(1) 実施主体	
(2) 対象物質と措置内容	
3 石油コンビナート等に係る災害への対処	
4 原子力事業所に係る災害への対処	
(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	
(2) モニタリングの実施	
(3) 住民の避難等の措置	
(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	
(5) 国への措置命令の要請等	
(6) 安定ヨウ素剤の服用	
(7) 飲食物の摂取制限等	
(8) 要員の安全の確保	
第4節 NBC攻撃による災害への対処	115
1 関係機関の役割	
(1) 国	
(2) 府	
2 核攻撃等の場合	
(1) 汚染範囲の特定等	

(2) 救助・救急活動等	
(3) 汚染物質に関する情報の共有	
(4) 警戒区域の設定	
3 生物剤による攻撃の場合	
(1) 汚染原因物質の特定	
(2) 汚染原因物質に関する情報の共有	
(3) 汚染地域の範囲・感染源の特定	
(4) 患者の移送	
(5) 予防接種	
(6) 警戒区域の設定	
(7) 消毒の実施	
4 化学剤による攻撃の場合	
(1) 原因物質の特定	
(2) 原因物質に関する情報の共有	
(3) 汚染地域の範囲の特定	
(4) 救助・救急活動等	
(5) 警戒区域の設定	
(6) 除染の実施	
第5節 保健福祉・衛生	119
1 防疫活動	
(1) 府	
(2) 保健所設置市	
(3) 市町村（保健所設置市を除く）	
2 食品衛生監視活動	
3 避難住民等の健康維持活動	
(1) 巡回相談等の実施	
(2) 心の健康相談等の実施	
4 福祉サービスの提供	
(1) 福祉ニーズの把握	
(2) 支援活動	
(3) 緊急入所等	
5 応援要請	
6 動物の保護等に関する配慮	
第6節 廃棄物の処理	123
1 し尿処理	
(1) 市町村	
(2) 府	
2 ごみ処理	

(1) 市町村	
(2) 府	
3 がれき処理	
(1) 市町村	
(2) 府	
第7節 文化財の保護	126
1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等	
2 国宝等の被害を防止するための措置の施行	
第8節 被災情報の収集・報告・公表	126
1 市町村	
2 指定（地方）公共機関	
3 府警察	
4 府	
5 公表・情報提供	
第5章 国民生活の安定	
第1節 生活関連物資の価格安定等	129
1 生活関連物資等の価格の調査・監視	
2 関係法令に基づく措置	
第2節 避難住民等の生活安定等	130
1 被災児童・生徒等に対する教育	
2 公的徴収金の減免等	
3 就労状況の把握と雇用の確保	
4 生活再建資金の融資等	
第3節 生活基盤の確保等	130
1 府及び市町村による生活基盤等の確保	
2 指定（地方）公共機関による生活基盤等の確保	

第3編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備	
第1節 府における組織・体制の整備	132
1 各部局における業務	
2 参集職員への連絡網の整備	
3 参集職員の職務基準	
4 府対策本部の機能確保	
第2節 関係機関等との連携	134
1 連携体制の整備	

(1) 関係機関の連絡先一覧の作成	
(2) 連絡会議の活用	
(3) 相互応援協定の締結	
2 国の機関との連携	
(1) 指定行政機関等との連携	
(2) 防衛省・自衛隊との連携	
(3) 指定地方行政機関との連携	
3 他の都道府県との連携	
(1) 近隣府県との情報共有	
(2) 広域応援体制の整備	
(3) 警察災害派遣隊の充実・強化	
4 市町村との連携	
(1) 市町村との情報共有	
(2) 市町村間の連携の確保	
(3) 消防機関の応援体制の整備	
(4) 消防団の充実・活性化の推進	
5 指定（地方）公共機関等との連携	
6 ボランティア団体等に対する支援	
(1) 自主防災組織等に対する支援	
(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援	
第3節 研修	136
1 研修の実施	
2 府職員に対する研修	
3 市町村等関係機関と連携した研修	
4 関係機関による研修	
第4節 情報収集・提供	137
1 情報収集・提供のための体制の整備	
2 災害情報収集伝達システムの基盤整備	
3 非常通信体制の整備	
4 府警察における体制の整備	
5 市町村における通信の確保	
第5節 広報・啓発	138
1 広報・啓発体制の整備	
2 住民に対する広報・啓発	
3 市町村による広報・啓発	
第6節 訓練	139
第7節 備蓄	139
1 府における物資及び資材の備蓄・整備	

- (1) 防災のための備蓄の活用
- (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材
- 2 市町村及び指定（地方）公共機関における物資及び資材の備蓄・整備
- 3 近隣自治体・関係団体等と連携した備蓄・調達

第2章 避難

第1節 避難に関する基本的事項	1 4 1
1 基礎的資料の準備	
2 避難実施要領のパターンの作成	
3 避難誘導のパターン例	
第2節 警報	1 4 2
1 警報等の通知先となる関係機関	
2 大規模集客施設等に対する警報の伝達	
3 市町村に対する支援	
4 市町村における警報の伝達	
第3節 避難施設の指定	1 4 3
1 指定対象施設	
(1) 学校、公民館、集会場、体育館等（タイプ①…収容型）	
(2) 公園、広場、駐車場等（タイプ②…集合型）	
(3) 堅牢な建築物、地下施設（地下街、地下駅舎、地下駐車場）等（タイプ③…退避型）	
(4) 社会福祉施設、宿泊施設等（タイプ④…福祉型）	
2 留意事項	
3 指定手続	
(1) 指定手続	
(2) 変更・解除手続	
4 指定情報の共有化と周知	
(1) 指定情報の共有化	
(2) 住民への周知	
第4節 運送の確保	1 4 5
1 運送事業者の輸送力の把握	
2 輸送施設に関する情報の把握	
3 運送実施体制の整備	
4 運送経路の確認	
5 武力攻撃事態等における交通規制計画	
6 緊急通行車両に係る確認手続の整備	

第3章 救援	
第1節 救援に関する基本的事項	147
1 基礎的資料の準備	
2 市町村との調整	
3 市町村長が実施する救援	
第2節 安否情報の収集・整理・提供	147
1 安否情報の収集のための体制整備	
2 安否情報の収集のための準備	
3 市町村における準備	
第4章 災害対処	
第1節 被災情報の収集・報告	149
1 被災情報の収集・連絡体制の整備	
2 市町村における準備	
第2節 生活関連等施設の安全確保	149
1 生活関連等施設の把握	
2 施設管理者に対する安全確保の留意点の通知	
3 施設管理者に対する要請	
4 市町村における準備	
第5章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	
第1節 意義	151
第2節 赤十字標章等	151
1 内容	
(1) 標章	
(2) 信号	
(3) 身分証明書	
(4) 識別対象	
2 交付及び管理	
第3節 特殊標章等	153
1 内容	
(1) 特殊標章	
(2) 身分証明書	
(3) 識別対象	
2 交付及び管理	

第4編 復旧等

第1章 施設の応急復旧

第1節 基本的事項	155
1 復旧のための体制・資機材の整備	
2 応急復旧の実施	
3 通信手段の確保	
4 国等に対する支援要請	
第2節 主要施設の応急復旧	156
1 ライフラインの応急復旧	
2 道路の応急復旧	
3 港湾施設、漁港施設の応急復旧	
4 空港施設の応急復旧	
5 鉄道施設の応急復旧	
第3節 輸送路の確保に関する総合調整	157

第2章 武力攻撃災害の復旧

第1節 国における所要の法制の整備	158
第2節 所要の法制が整備されるまでの復旧	158

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	159
1 国に対する負担金の請求方法	
2 関係書類の保管	
第2節 損失補償、実費弁償及び損害補償	159
1 損失補償	
2 実費弁償	
3 損害補償	
第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん	160
第4節 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	160
1 国に対する負担金の請求等	
2 損失補償及び損害補償	

第4章 国民の権利利益の救済に係る手続

第1節 国民の権利利益の迅速な救済	161
第2節 国民の権利利益の救済に関する文書の保存	162
